

介護の職場へ復帰することをお考えの方に！



のご案内

再就職準備金貸付

介護職として一定の知識・経験を持ち、一度離職した方が再び介護職として就職した際、再就職に必要な費用を貸付ける制度です。2年間従事することで返還が免除されます。

対象者

宮崎県に住民登録をしている方又は宮崎県に所在する事業所又は施設に介護職員等として就労した方で、次に掲げる全ての要件を備えている方

申請は再就職日から1か月以内とする。

- 1 介護職員等としての実務経験を1年以上有する方
- 2 次のいずれかに該当する方
 - ア 介護福祉士
 - イ 実務者研修・介護職員基礎研修・介護職員初任者研修のいずれかを修了した方
 - ウ 訪問介護員(ホームヘルパー)1級又は2級の課程を修了した方
- 3 宮崎県内で介護職員等として就労した方
- 4 直近の介護職員等として離職日から、介護職員等として再就労する日までに、予め、宮崎県福祉人材センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行い、再就職準備金利用計画書を提出した方
- 5 申請時に介護職員等を離職した日から3か月以上経過している方

貸付額

20万円以内(1人につき1回限り)

たとえば、このような費用にご利用いただけます。

- ☆子どもの預け先を探す際の活動費
- ☆講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図等の購入費
- ☆靴や訪問介護員必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- ☆敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- ☆通勤用の自転車又はバイクの購入費

返還免除

宮崎県内の貸付対象となる事業所又は施設において、**2年間**介護職員等の業務に従事したとき2年間とは在職期間が通算730日以上であり、かつ業務に従事した期間が360日以上必要となります。

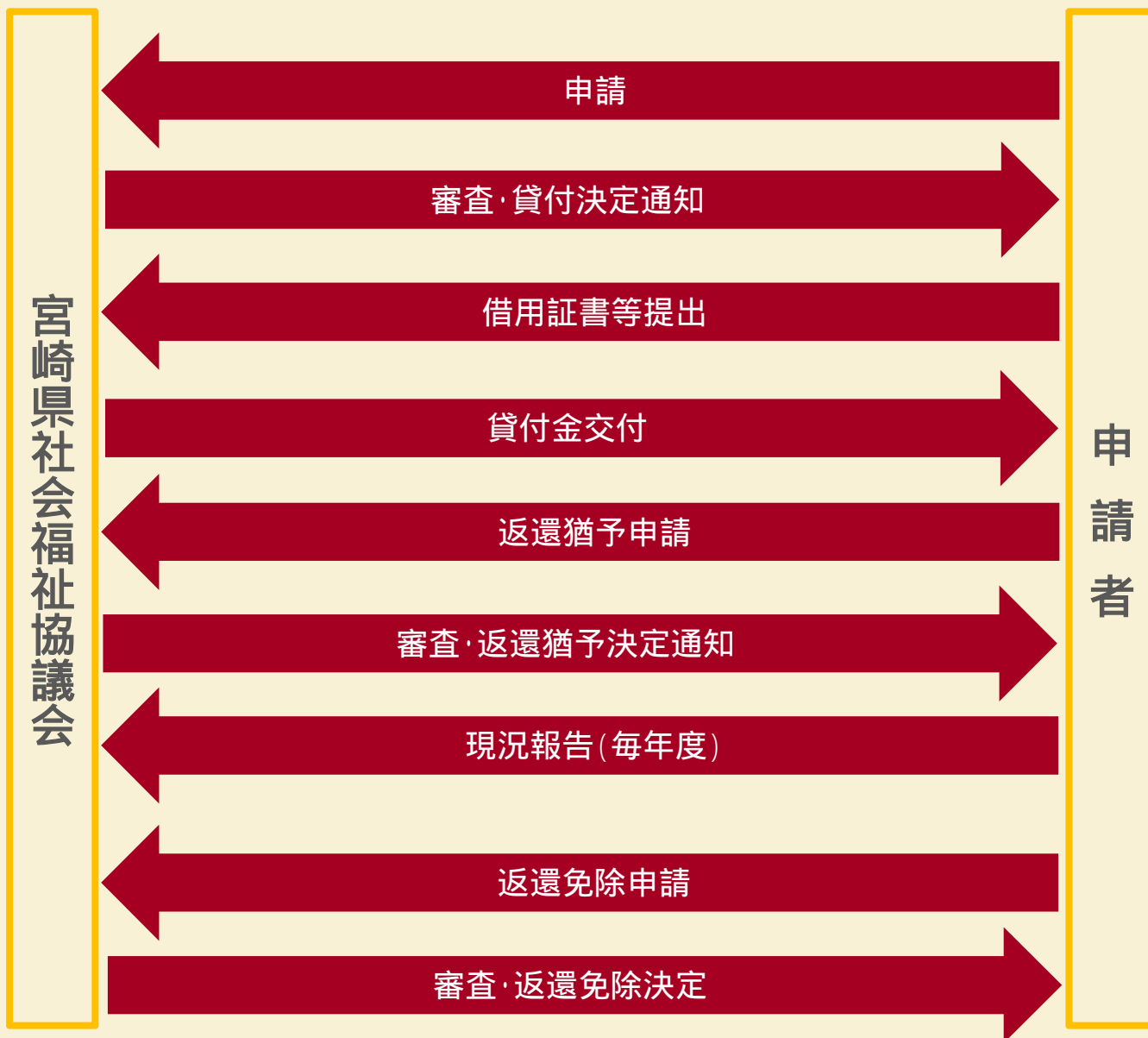
返 還

宮崎県内で2年間介護職員等の業務に従事する意思がなくなった場合等は返還義務が発生します。

申 請

再就職(内定)後、本会より申請書類を受け取ってください。
申請関係書類を御記入後、直接本会へ申請してください。

貸付の流れ



ポイント 対象となる「介護職員等」とは？

居宅サービス等(介護保険法(平成9年法律第123号)第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。)を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業(同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。)若しくは第一号通所事業(同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。)を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。)の業務である者

制度の詳細や各種様式は宮崎県社会福祉協議会ホームページにて御確認ください。

お問合せ・お申込み先

社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会 福祉人材貸付相談室

住所: 〒880-8515 宮崎県宮崎市原町2-22(県福祉総合センター人材研修館内)

URL: <http://www.mkensha.or.jp/>

電話: 0985-61-2424